外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二 一　農業・林業関係（三職種七作業） 職種　作業 （略） 畜産農業　養豚 養鶏 酪農 林業　育林・素材生産作業 二～八　（略）	**別表第二** 一　農業関係（二職種六作業） 職種　作業 （略） 畜産農業　養豚 養鶏 酪農 （新設） 二～八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第十六号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月三十日　　外務大臣　上川　陽子

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住居手当の号の適用） **第一条**　（略） 2　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）附則第四条第一項の規定により採用された職員についての政令別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。	（住居手当の号の適用） **第一条**　（略） 2　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項の規定により採用された職員についての政令別表第二の住居手当の号は、次の表の下欄に掲げる在勤基本手当の号の支給を受ける者にそれぞれ対応する上欄の住居手当の号を適用する。

住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号から三号まで
二号	四号
三号	五号

住居手当の号	在勤基本手当の号
公使	公使
一号	特号から三号まで
二号	四号
三号	五号

四号	六号から八号まで
五号	九号

3　（略）

（換算方法）

第十一条　家賃の額を政令別表第二の住居手当の月額の限度額の表示通貨に換算する必要がある場合、及び住居手当の月額の限度額を住居手当の支給通貨に換算する必要がある場合には、当該家賃の額又は当該住居手当の月額の限度額を出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率により、本邦通貨に換算し（当該家賃の額が本邦通貨により定められた場合を除く。）、更に当該表示通貨又は当該支給通貨（本邦通貨を除く。）に換算するものとする。ただし、外務大臣が特に必要があると認める在外職員については、外務大臣が指定する換算率により換算するものとする。

四号	六号から八号まで
五号	九号

3　（略）

（換算方法）

第十一条　家賃の額を政令別表第二の住居手当の月額の限度額の表示通貨に換算する必要がある場合、及び住居手当の月額の限度額を住居手当の支給通貨に換算する必要がある場合には、当該家賃の額又は当該住居手当の月額の限度額を出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率により、本邦通貨に換算し（当該家賃の額が本邦通貨により定められた場合を除く。）、更に当該表示通貨又は当該支給通貨（本邦通貨を除く。）に換算するものとする。

備考　表中の（　）の記載及び対象規定の全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和六年十月一日から施行し、この省令による改正後の第一条第二項の規定は、令和五年四月一日から適用する。